

5 保委第3号 つくし保育園バス運行管理業務委託
仕様書

(運行管理業務)

第1条 魚沼市(以下「発注者」という)は、以下に掲げる運行管理業務(以下「業務」という。)を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(1) 業務名 つくし保育園バス運行管理業務委託

(2) 業務の範囲

- ① 管理車両の運行計画立案
- ② 管理車両の日常点検整備
- ③ 管理車両の運転及びこれに付帯する業務(定期路線添乗員の乗車も含む)
- ④ 管理車両運行時の事故処理全般
- ⑤ その他前各号に付帯する事項

(3) 管理車両(無償貸与)

発注者のリースする 平成29年 トヨタハイエースコンピューター 長岡 200 さ2281
(別添車検証写しのとおり)

※燃料消費率: 8.9km/ℓ (JC08モード) ガソリン

ただし、この車両が点検、修繕その他の事由により使用できないときは、代替車両をもって運行する。

(4) 最大乗車数 大人4人 幼児18人

(5) 定期運行路線

運行路線及び時刻: 別添時刻表及びバス停位置図のとおり

1日当たりの運行: 約36.4km(都合により運行距離を短縮する場合がある。)

登園: 約18.2km、降園: 約18.2km

想定総運行回数 : 235日

想定総運行距離 : 約8,554km

※運行距離はつくし保育園を起点・終点として算出したもの

(委託期間)

第2条 業務の委託期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(運行日)

第3条 業務の委託は前条に定める期間内で発注者が指定する日とする。

2 委託期間の送迎運行は、土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日、お盆、年末年始、年度末年度始を除いた235日の登園日とする。ただし、保育園の行事等により運行時間及び運行ルートに変更が生じる場合は都度受注者に通知するものとする。

3 1日の送迎運行の目安は、登園時1便、降園時1便とする。ただし、年度始の慣らし保育で3日間、降園時の運行が1便増える。

(委託料の支払い)

第4条 月払いとし、契約金額を12月で除した額を1月分として、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。端数が生じた場合は最

後の月に加算する。

受注者は業務の成果が毎月の例月検査に合格した時は、請求書、運行日報、運行記録総括表を添えて翌月10日までに発注者へ提出するものとする。

(運行管理業務者)

第5条 運行管理業務者は、次のとおり管理業務を実施するものとする。

- (1) 運行管理業務者は、この管理業務を行うための車両管理責任者、車両運転者及び添乗員を定め、運行管理者資格者証及び自動車運転免許証の写しを添えてその名簿を発注者に提出するものとする。
- (2) 運行管理業務者は、管理車両の清潔を保ち、簡易な修理・調整整備等を行い、常に管理車両の点検整備に努めなければならない。
- (3) 運行管理業務者は、本仕様書に基づき業務従事者を指揮命令し、運行管理業務を遂行させるものとする。
- (4) 運行管理業務者は、業務従事者に管理車両の運行開始前に始業点検を行わせるものとする。
- (5) 運行管理業務者は、発注者の所有する車両及び付属設備について、使用に支障をきたさないよう適切に管理するものとする。

(事故防止対策)

第6条 運行管理業務者は、本業務の実施にあたり、安全運行に努めるとともに次に掲げる事故防止対策を実施するものとする。

- (1) 事故防止対策等に関する書類を発注者に提出すること。
- (2) 発注者が開催する事故防止連絡調整会議に出席すること。
- (3) 発注者が行う事故防止対策の実施状況調査に対応すること。

(車両管理責任者)

第7条 車両管理責任者は、道路運送法第23条の2に規定する運行管理者資格者証を保有する者とし、道路運送法及び道路運送法施行規則等関係法令を遵守し、受託業務の一切の運行を管理する責任を負う。

(車両運転者)

第8条 車両運転者は、大型1種及び普通2種以上の自動車運転免許証を所持している者とし、業務内容は次のとおりとする。

- (1) 車両運転者は、車両管理責任者の指示により、管理車両の管理及び運転業務を行う。
- (2) 車両運転者は、管理車両をこの仕様書に定める業務以外に使用し、または使用させてはならない。
- (3) 車両運転者は、車両の管理、運転について、善良なる管理者の注意をもって、安全面に十分配慮し、行わなければならない。
- (4) 車両運転者は、管理車両の運行に際し、アイドリングストップ等の環境に配慮した運転方法を徹底しなければならない。
- (5) 車両運転者は、業務が終了した時は直ちに発注者の指示する車両の保管場所に車両を格納し、施錠をしなければならない。

(添乗員)

第9条 定期路線運転車両には1名の添乗員を乗車させることとし、業務内容は次のとおりとする。

- (1) 車両管理責任者の指示による添乗業務
- (2) 園児の乗降中の補助及び安全確認
- (3) 車内での園児の安全の確保

(経費の負担)

第10条 経費の負担は次のとおりとする。

- (1) 自動車保険への加入 受注者は、管理車両に、対人賠償保険（乗客含む）無制限、対物賠償保険無制限、人身障害（加入できる限度額）、車両保険（時価評価額（加入できる限度額））の自動車任意保険に加入し、その保険料を負担する。
- (2) 燃料油脂類 管理車両又は代替車両の燃料及び油脂類は受注者が負担する。
- (3) 定期点検 管理車両の定期点検は受注者が実施し、その経費（点検手数料、回送料、交換消耗品費等）は受注者が負担する。
- (4) 修繕料 業務の遂行に関し、受注者の責により車両等の修繕が必要となった場合は、その経費は受注者が負担する。それ以外の修繕料（磨耗、経年劣化等による部品交換を含む）については、発注者の負担とする。
- (5) 車両保管場所 車両保管場所は、発注者が手配するものとする。ただし、受注者が発注者の許可を得て保管場所を確保することを妨げない。
- (6) 備品類 タイヤ、タイヤチェーン、三角停止表示板等の備品類については、発注者が負担するものとする。
- (7) 代替車両手配 代替車両を手配すべき事由が受注者の責による場合は受注者が費用を負担することとし、それ以外の場合は発注者が費用を負担するものとする。
- (8) その他 清掃用具、ティッシュボックス、簡単な救急用品、消毒薬、その他簡単な消耗品などは受注者が負担する。

(注意及び報告)

第11条 管理車両の運行に伴う注意及び報告事項は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、発注者との契約に基づく場合及び非常事態の場合以外は、管理車両を運行してはならない。
- (2) 受注者は、管理車両が故障した場合又は救援を必要とする場合は、速やかにその旨を関係機関及び発注者に連絡し、的確に業務を処理しなければならない。
- (3) 受注者は、運転業務において、万一事故が発生した場合は、直ちにその旨を発注者及び関係機関に連絡し、速やかに事故処理を行う。併せて事故報告書（事故の状況を確認できる写真を撮影して添付すること。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、車両を亡失し毀損した場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けるものとし、併せて事故報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、車両の故障その他の事由により運行に遅延が生じた場合は、直ちに発注者に当該遅延の理由及び時間を報告しなければならない。
- (6) 受注者は、車両管理責任者及び車両運転者に変更があったときは、直ちに変更後の名

簿を発注者に提出しなければならない。

- (7) 車両運転者は、管理車両又は代替車両の管理及び運行状況について、別に定める運行日誌により運行記録総括表を作成しなければならない。
- (8) 受注者は、定期点検整備を行った後、その記録簿の車両に備え付けておくとともに、その写しを発注者に提出して報告するものとする。
- (9) 受注者は、車両等の修繕を行う場合、あらかじめ修繕の内容及び金額の記載された見積書等を提示して発注者の指示を受けること。また、修繕を行った場合、その修繕内容及び金額の記載された領収証の写しを発注者に提出しなければならない。
- (10) 受注者は、自動車任意保険に加入し、保険契約又は保険契約加入（更新）の手続き後、速やかにその保険証書の写しを発注者に提出しなければならない。

（損害の負担）

第12条 業務の遂行に関し、運行管理業務者の責に帰する事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責めを負うほか、受注者の責任において一切の解決をしなければならない。

- 2 業務の遂行に関し、発注者の責に帰することができない事由により、発注者又は受注者の管理者等が被った損害は受注者が負担するものとし、発注者は一切の責任を負わない。

（運行計画の変更）

第13条 発注者が予め提示した運行計画について、運行管理業務者において運行計画が不適当と認める場合及び発注者が運行計画を変更しようとする場合は、発注者と受注者で協議の上、当該計画の変更を行うことができる。

（車両整備）

第14条 車両の定期点検及び第10条（4）の規定により受注者が行う車両の修繕は、発注者が指定する事業所により実施すること。

（勧告、処分及び契約解除）

第15条 受注者が次の各号に該当する場合は、勧告、処分又は契約解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと発注者が認めるとき（第11条に定める報告の遅延等を含む。）。
- (2) 受注者が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 前各号のほか、契約の条項又はこの仕様書に違反したとき。

（その他）

第16条 契約書及びこの仕様書に定めのない疑義が生じた場合は発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。

- 2 この仕様書による年間運行日数が5日以上増減した場合は契約変更の対象とする。
- 3 見積書に記載する金額は、この仕様書に含まれる一切の総額（消費税及び地方消費税の額を除く。）を記載するものとする。

別紙

車 両 整 備 を 行 う 事 業 所 の 指 定

「令和5年度つくし保育園バス運行管理業務委託仕様書」第14条に規定する事業所は、次のとおり指定する。

事業所名	有限会社カーサービス小出
住所	新潟県魚沼市小出島1184番地2
連絡先	025-792-8778

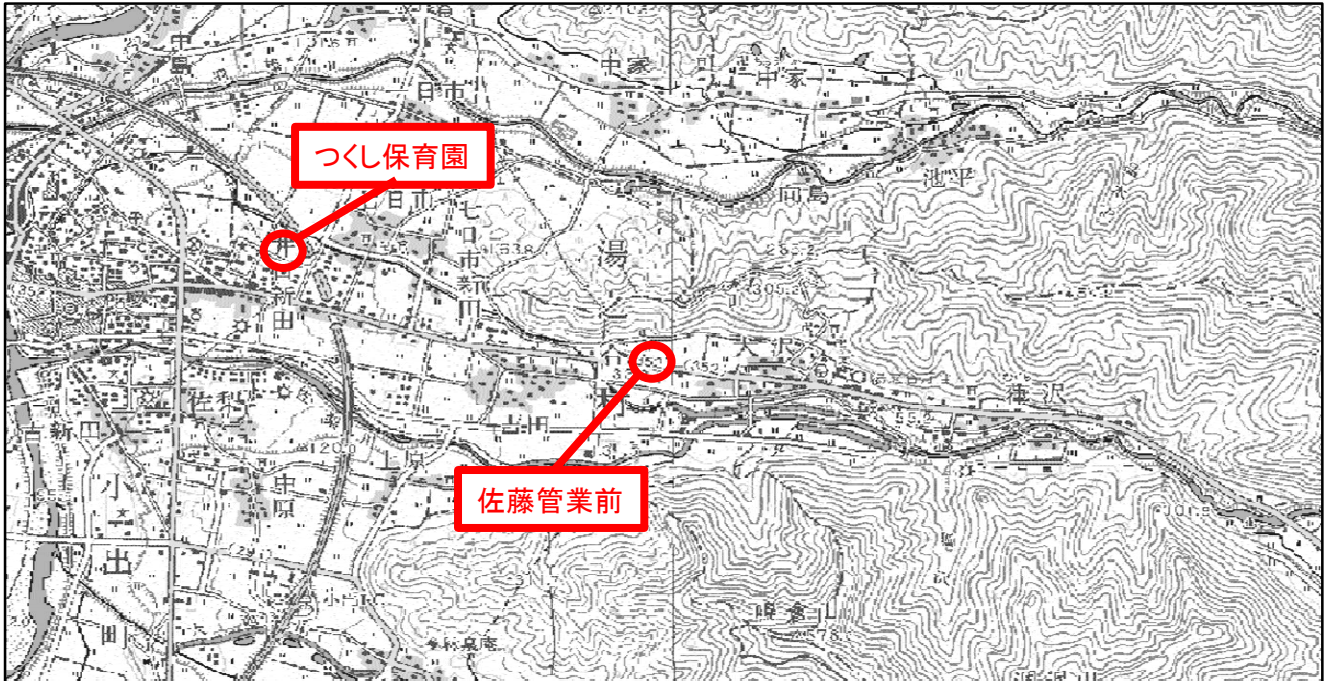
5保委第3号 つくし保育園バス運行管理業務委託 時刻表

登 園					降 園				
停車場所	人数	時刻	時間	距離	停車場所	人数	時刻	時間	距離
【つくし保育園】	出発地	8:10			つくし保育園発	3人乗車	15:45		
			0:12	9				0:06	2.6
旅館長者バス停 (下折立)	2	8:22			佐藤管業前 (大沢)	2	15:51		
			0:08	6.6				0:08	6.6
佐藤管業前 (大沢)	1	8:30			旅館長者前 (下折立)	1	15:59		
			0:06	2.6				0:12	9
つくし保育園着	3人降車	8:36			【つくし保育園】	到着地	16:11		
			0:26	18.2				0:26	18.2

登園・降園合計 0:52 36.4

5保委第3号 つくし保育園バス運行管理業務委託

バス停位置図



番号 00452 B

令和 4年 6月 23日

新潟運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状				
長岡 200 さ 228-1 車		平成 29年 7月 5日	平成 29年 7月	普通 乗車定員	乗合	自家用	キャブオーバ	[012]			
トヨタ 車台番号		[194]		4+18/1.5人	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
TRH228-0008551 型式		原動機の型式		538 ^{cm}	188 ^{cm}	228 ^{cm}	1320 ^{kg}	910 ^{kg}			
CBF-TRH228B		2TR		2.69 ^{kg}	ガソリン		型式指定番号 類別区分番号				
使用者の氏名又は名称		魚沼市									
使用者の住所		新潟県魚沼市小出島910 [15524-0017]									
使用の本拠の位置		新潟県魚沼市七日市275-1 [15524-1072]									
有効期間の満了する日		令和 5年 7月 4日									
備考		<p>【本自動車検査証発行時における所有者情報】</p> <p>所有者の氏名又は名称 住友三井オートサービス株式会社</p> <p>所有者の住所 東京都新宿区西新宿3丁目20-2 [1968-3]</p> <p>【受検種別】 持込検査車</p> <p>【検査時の点検整備実施状況】 点検整備記録簿記載あり</p> <p>【受検形態】 認証整備工場</p> <p>【整備工場コード】 31-11634</p> <p>以下余白</p> <p>[長岡] 継続検査</p> <p>自動車重量税額 ¥16,400</p> <p>使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。</p> <p>[走行距離計表示値] 53,700km (令和4年6月23日)</p> <p>[旧走行距離計表示値] 44,000km (令和3年6月30日)</p> <p>平成12年騒音規制車 近接排気騒音規制値 97dB</p> <p>幼児専用</p>									

裏面もご覧下さい

